

帯広市宿泊税 制度概要

税目	宿泊税（法定外目的税）
目的	宿泊者をはじめとする来訪者の受入環境の整備、地域の資源を活かした観光コンテンツの充実及びその他持続可能な観光の振興を図る。
課税客体	帯広市に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
課税標準	宿泊数
納税義務者	宿泊料を伴う宿泊をした宿泊者
税率	宿泊者1人1泊につき200円
徴収方法	特別徴収
特別徴収義務者	宿泊施設において、旅館業又は住宅宿泊事業を営む者等
申告納入	1か月に1回、毎月末までの宿泊税について申告納入（申告納入期限は翌月末）
申告納入の特例	申告納入する税額が規則で定める額以下で、同じく規則で定める要件を満たした場合には3か月に1回とする。
免税点	なし
課税免除	学校教育法で定める学校が行う修学旅行等の学校行事や認定こども園法又児童福祉法で定める施設が行う行事に参加する者及びその引率者
過料、罰則	納税管理人に係る不申告に関する過料、帳簿の記載義務違反等に関する罪
入湯税	制度変更なし
その他	5年毎に条例の施行状況を踏まえて、条例の改正を検討し、必要があるときは検討結果に基づいて所要の措置を講じる。